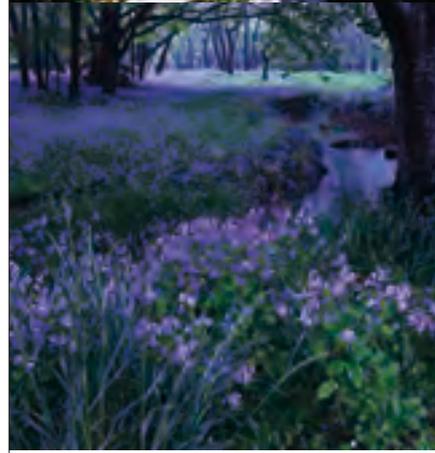




第3部 資料編

資料編目次

1. 重点目標関連資料	
重点目標①「わざわい」から生命と財産をまもる …	48
重点目標② 子どもを育て未来をつくる ……………	52
重点目標③ 元気に年を重ねられる町をつくる ………	54
重点目標④ 生活しやすい環境をつくる ……………	56
重点目標⑤ たまむらの良さを次世代につなぐ ………	58
重点目標⑥ 笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる …	62
2. 町民及び職員の意識調査結果 ……………	66
3. 策定体制 ……………	69
4. 策定経過 ……………	70
5. 策定委員名簿 ……………	71
6. 自治基本条例 ……………	72
7. 審議会条例 ……………	76
8. 審議会委員名簿 ……………	77
9. 諮問書・答申書 ……………	78
10. 玉村町のあゆみ(概要版) ……………	80
11. 用語解説 ……………	81



1. 重点目標関連資料



重点
目標

1 ... 「わざわい」から生命と財産をまもる

01

玉村町総合防災マップ（平成30年度3月初版）～大切な命を守るために～



「玉村町総合防災マップ」は
こちらからご覧ください▶



【計画規模浸水想定】

この図の「水深」は1%の確率で発生する大雨で川が氾濫した場合をシミュレーションし、浸水の状況を予測したものです。このシミュレーションでは支川の決壊や内水による氾濫を考慮していませんし、想定以上の大雨が降る可能性もありますので、区域以外でも浸水する場合があります。



- ① 昭和 22 年 カスリーン台風：利根川が氾濫した福島地区
- ② 令和元年 台風 19 号：烏川付近の被害
- ③ 平成 23 年 東日本大震災：五料橋の閉鎖
- ④ 平成 26 年 大雪：県道藤岡大胡線樋越付近

02

玉村町の過去の災害

●風水害

年月日・災害名等	地域	被害状況
昭和 22 年 9 月 14 日 ～ 15 日 カスリーン台風	玉村・芝根地区	福島橋付近の堤防が決壊した。 ●死者・行方不明者…0人 ●負傷者……………不明 ●家屋倒壊流出……………9戸 ●浸水家屋……………810戸 ●田畑流出……………50町歩 ●堤防決壊……………4カ所 ●橋梁流出……………2カ所 ●道路決裂……………6カ所
令和元年 10 月 12 日 ～ 13 日 台風 19 号	全域	台風 19 号に伴う大雨により町内各所で内水氾濫、道路冠水が発生。特に上福島地区の高橋川及び支流、五料地区の矢川樋管流末において床上、床下浸水が発生した。 ●床上浸水……………1棟 ●工場浸水……………7件 ●床下浸水……………18棟

●地震

年月日・災害名等	地域	被害状況
平成 23 年 3 月 11 日 東北地方 太平洋沖地震 【東日本大震災】	全域	震度 4 ●住家一部損壊……………51棟 ●非住居一部損壊……………6棟 ●ブロック塀一部倒壊…7カ所 ●橋梁損壊……………1カ所 ●三陸沖を震源とするM9.0 …最大震度7 ●群馬県内最大震度6弱 [桐生市]

●雪害

年月日・災害名等	地域	被害状況
平成 26 年 2 月 14 日 ～ 15 日	全域	14日朝から降り出した雪は大雪となり、特に、前橋市では最深積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した。 ●住宅の一部損壊 ……12件 ●カーポート、ビニールハウス等の倒壊……………22件

03

災害時応援協定

災害時応援協定は、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者との間で、または自治体間で締結される協定のことです。

●自治体間の協定

協定名	相互連携市町村
玉村町及び昭和村友好交流協定	【群馬県】 昭和村
玉村町と山ノ内町の災害時相互応援に関する協定	【長野県】 山ノ内町
北関東・新潟地域連携軸推進協議会 災害時における相互応援に関する要綱 協議会構成 19 自治体 [会員自治体]	【群馬県】 前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、みなかみ町、玉村町 【新潟県】 新潟市、長岡市、柏崎市、加茂市、湯沢町 【栃木県】 足利市、栃木市、佐野市、小山市 【茨城県】 水戸市、ひたちなか市、茨城町

●民間会社との協定

協定名	締結会社
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン 株式会社
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ
災害時における飲料水供給に関する協定	ガイドードリンコ 株式会社、株式会社 伊藤園
災害時における物資の供給に関する協定	西尾レントオール 株式会社 関越営業部、王子コンテナ 株式会社
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合コープ群馬
災害時における防災備蓄物資の提供に関する協定	NEXUS 株式会社、D' ステーション前橋南店

04

災害時の情報発信

【キャッシュサイト】

アクセスするとメインページと同じ情報を閲覧することができるよ



●民間会社との協定

協定名	締結会社	内 容
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	町 HP キャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、災害時の町 HP アクセス集中による負荷を軽減し情報発信力を強化する等。
災害時における放送に関する協定	株式会社FMたまむら (ラチオななみ)	災害の発生又はおそれがある際に、災害に対する緊急放送を行う等。



●町からの情報発信

エリアメール	携帯、スマートフォンへ強制的に災害情報の発信を行う。
--------	----------------------------

05

災害への備え

玉村町は古くから水害にみまわれており、昭和 22 年のカスリーン台風では大変大きな洪水被害を受けました。このような背景から令和 2 年 4 月「玉村町水防センター」が設置されました。



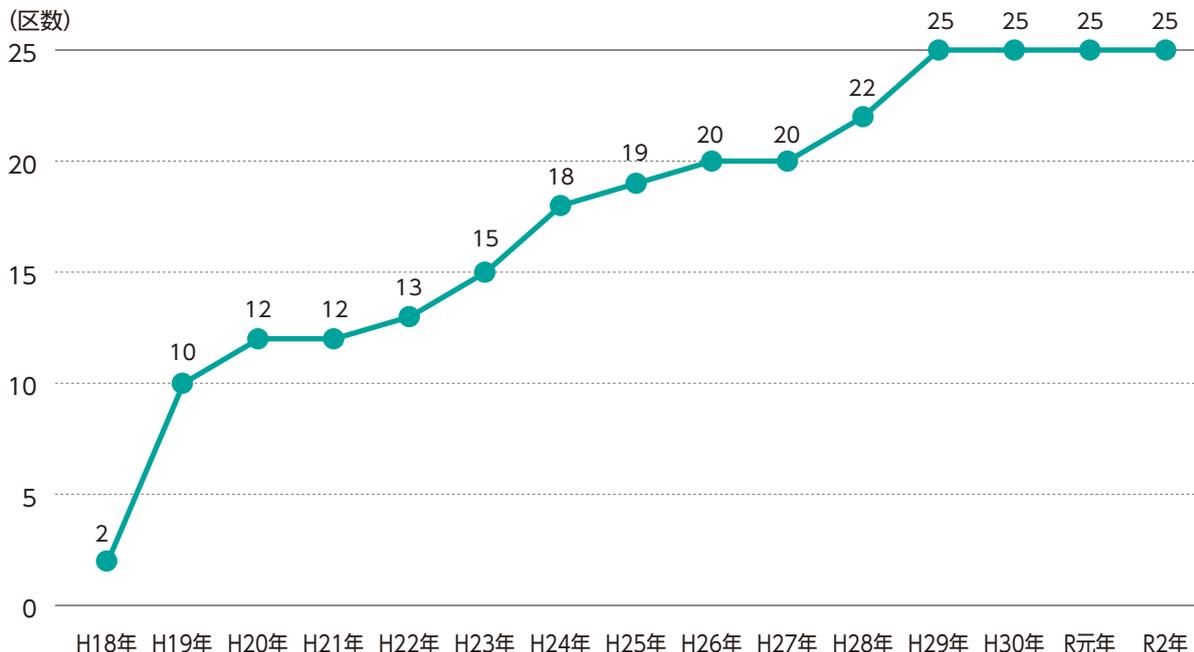
●地域の自主防災組織

共助による地域の自主防災組織は、平成 29 年度に全ての行政区で組織されました。毎年多くの組織で訓練が実施されています。



- ① 地域住民と連携した防災訓練 玉村小学校校庭
- ② 玉村町水防センター (玉村町川井 238 番地 1)

25 行政区での自主防災組織設置区数





01 子ども議会の取組み

「玉村町子ども議会」は次世代を担う子どもたちが、玉村町の将来について考え質問や提案をすることで、まちづくりへの関心を高めるとともに、町政への参加意識を醸成するため、町制施行 60 周年の平成 30 年より開催されています。

① 玉村町子ども議会

【イマージョン教育】

外国語（日本では英語が一般的）で、他の教科の授業も行う教育のこと。

【特区】

規制緩和を先行して行う特定地域のこと。



①

02 国際教育のまち

●アメリカ ワシントン州 エレンズバーグ

【中学生海外派遣事業】

群馬県立女子大学とセントラルワシントン大学が交換留学制度による相互交流を行っていたことが縁で、現地エレンズバーグのボランティア団体の協力により、平成6年度から現地住民と中学生との交流がはじまりました。

●群馬県立女子大学（昭和 55 年4月開学）

【国際コミュニケーション学部（平成 17 年4月に新設）】

全国でも少数（2例）の公立女子大学。国際化社会に対応し、次代を担う女子を育成。

●フェリーチェ玉村国際小学校（平成 27 年4月開校）

【玉村町国際教育特区町認可校】

全国2例目の「英語で学ぶイマージョン教育」を行う株式会社立の小学校を平成 26 年9月に町が認可。



①



②



③



④

① 群馬県立女子大学

② フェリーチェ玉村国際小学校

③④ エレンズバーグ ホームステイ 玉村中学校、南中学校の生徒たち



①



②



③



④



⑤

- ① 保育所
- ② 児童館や放課後児童クラブ
- ③ 地域子育て支援センター
- ④ ファミリー・サポート・センター
- ⑤ 中央小学校 給食の時間

04

子どもが参加できるスポーツイベント

毎年1月1日には総合運動公園で元旦健康マラソン大会を開催しています。また、10月には町全体の運動会として町民体育祭を開催しています。

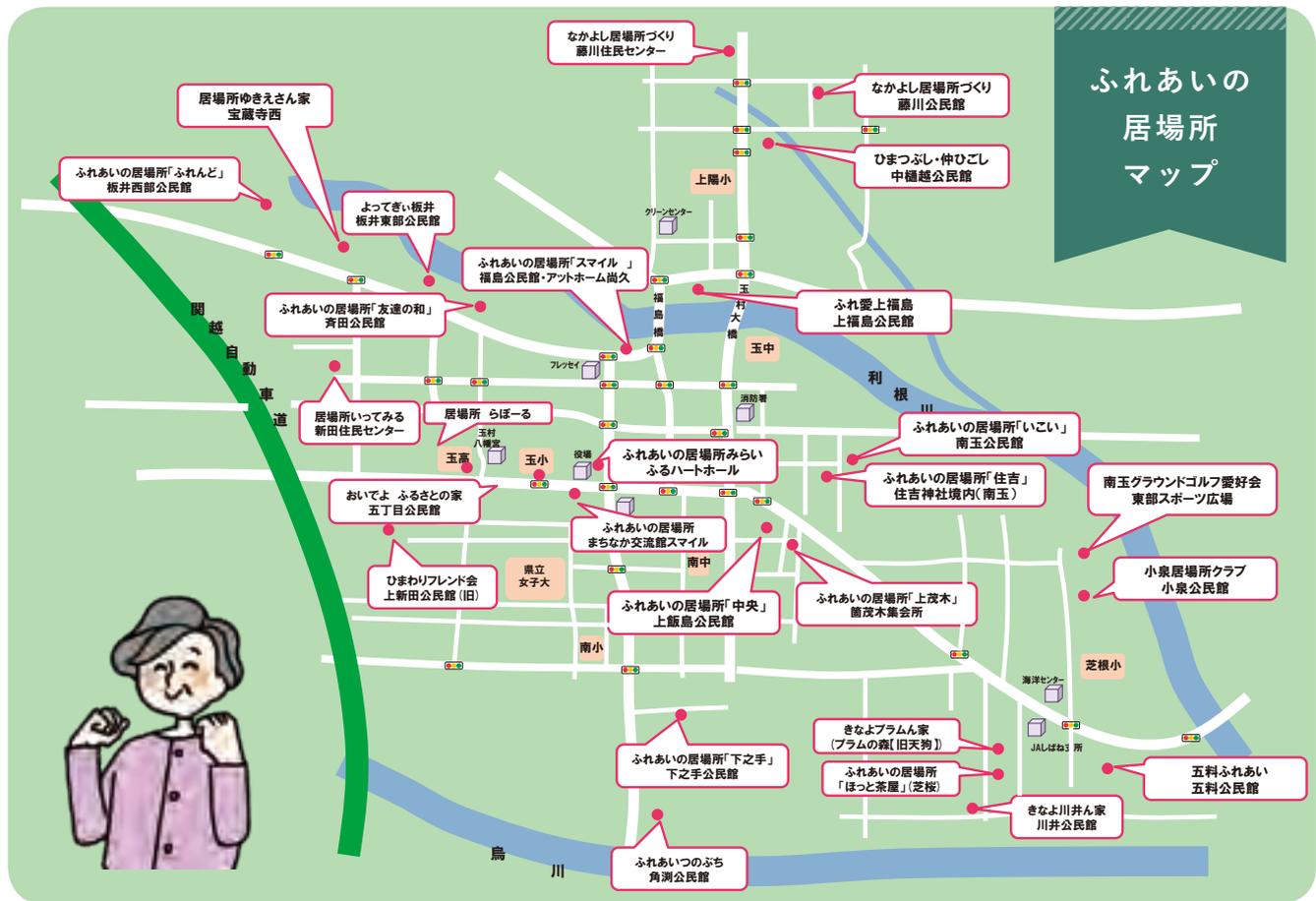


①

- ① 元旦健康マラソン大会
- ② 町民体育祭



②



01

生きがい、活動の場づくり

●ふれあいの居場所

(町内 26 カ所 令和2年 12 月現在)

高齢化がますます進む中、歩いて行ける範囲内にふれあいの居場所があることが地域づくり支え合いづくりに重要であることから、高齢者をはじめ地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、主体的に関わることができるよう、ふれあいの居場所づくり事業を推進します。

●高齢者筋力向上トレーニング事業

(町内 41 カ所 登録者数約 900 名 令和2年 12 月現在)

住民が主体となり週 1 回、町内 41 カ所の公民館等で筋力トレーニングを実施しています。

筋力トレーニング会場には、地域包括支援センターの専門職員が訪問し、要望に応じて健康講座や運動指導を行うとともに、フレイル予防講座や認知症予防講座などを重点的に行っています。



①ふれあいの居場所
②高齢者筋力向上トレーニング

COLUMN 01

国土交通省発表 歩行量調査ガイドラインの概要より

★1日あたり 10 分間歩行 (1,000 歩) で

1,341 円 / 月の医療費削減効果

研究機関等 (東北大学大学院医学系研究科教授 辻一郎氏 他)



③

●スポーツイベント

グラウンド・ゴルフやゲートボール、スマイルポウリング等の各種スポーツ大会やスポーツ教室の企画、開催を行い、高齢者の健康づくりへの意識づけや社会参加を呼び掛けています。

③グラウンド・ゴルフ大会 ④健康体操



④

02

ささえあいの基盤

●地域包括支援センター

平成29年度に地域包括支援センターを新たに2カ所(にしきの園、つのだ)設置し、合計3カ所となり体制の強化を図りました。地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、地域における介護、医療、福祉等の関係機関と連携し、住民の健康、生活、財産、権利等を守るために置かれている機関で、対応が必要な人への支援を行います。

日常生活圏域	地区担当の地域包括支援センター	担当地区
玉村町全域	にしきの園	【南東】 八幡原、宇貫、上之手、角淵、後箇、上茂木、下茂木、川井、飯倉、五料、小泉、下之宮、箱石、南玉
	やくば	【中央】 下新田、上飯島
	つのだ	【北西】 上新田、与六分、福島、斎田、板井、上福島、原森、中樋越、飯塚、藤川、上樋越



①



②



③

①にしきの園(特別養護老人ホームにしきの園)
②やくば(玉村町役場) ③つのだ(角田病院)



01

暮らしやすい住環境

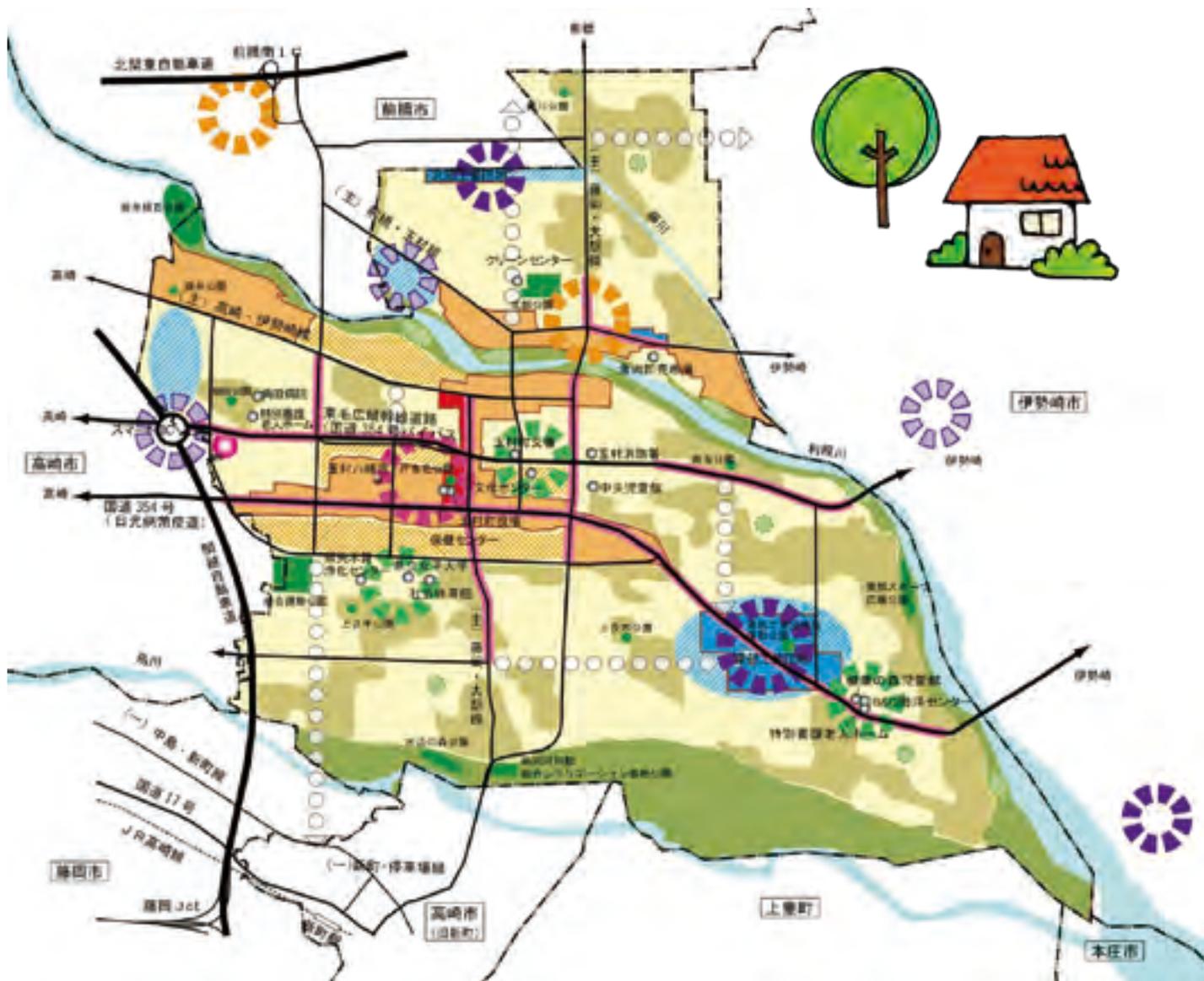
●都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定による、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、住民の意見を反映しながら、町の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すことを目的としています。

「玉村町都市計画マスタープラン」は
こちらからご覧ください。▶



凡 例			
	住宅地		都市交流拠点
	住宅系構想用地 (既存市街地)		地域拠点
	住宅系構想用地 (都市広域)		産業拠点
	商業系構想用地 (都市広域)		産業構想拠点
	商業系構想用地 (都市広域)		交流レクリエーション拠点
	山道サービス地		商業系土地利用構想地
	工業地		公園(既存)
	産業・業務系構想用地 (既存市街地)		公園(構想)
	産業・業務系構想用地 (都市広域)		主な河川
	農地		主な公共施設等
	集積地		歴史資産
	河川緑地		



都市計画マスタープラン(平成24年4月)土地利用構想図

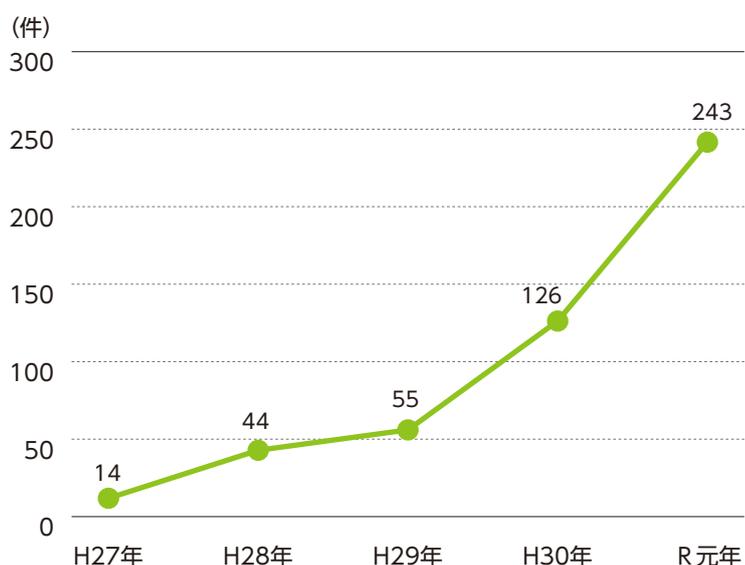
02

公共交通

●運転免許証自主返納支援対象者

全ての運転免許証を自主的に返納し『運転経歴証明書』の交付を受けた人に対して、町が交付手数料を助成した件数。

運転免許証自主返納者への交付手数料助成件数



たまりん 乗車定員9名

※車いす用全自動スライドリフトを装備している車両もあります。

◇たまりん（乗合タクシー）

町内を4コースに分けて走る、町の公共交通。年末年始を除き毎日運行しています。

運賃：町内：乗車1回につき100円
(未就学児無料)

町外：高崎、伊勢崎便 乗車

1回につき200円(未就学児無料)

◇タクシー券補助事業

交通弱者対策として、タクシー利用時の料金の補助事業を行っています。

対象者：65歳以上の運転免許返納者や
75歳以上の高齢者へ補助券を交付。

※内容は、変更になる場合があります。

03

質の高い住宅団地と憩いの公園

平成27年度から令和3年度にかけて、玉村町文化センター周辺地区に全236区画の住宅団地を整備しています。また、上陽地区にある「北部公園」は子どもや大人も楽しめる憩いの場となっています。



1



2

1 文化センター周辺住宅団地造成事業 2 玉村町北部公園



1



4



5



6



2



3

01

特色ある風景

●豊かな田園地帯

玉村町は二毛作の豊かな田畑が広がる平坦な土地。初夏の麦収穫期には町中が金色の絨毯で覆われ「麦秋の郷」と呼ばれます。また、秋には「こしひかり」や「あさひのゆめ」などの稲穂が実り、田んぼを埋めつくします。

●自然環境

春には町の各所で桜が咲き誇ります。烏川にかかる岩倉橋周辺では、冬に白鳥が訪れ町民の癒しの場となっています。また、町の周囲を取り囲む河川沿いは「岩倉自然公園水辺の森」など、多くの自然が残されています。

●ばらによるまちづくり

町の花であるばらによるまちづくりを推進しています。5月になると「北部公園」や「文化センター」でばらが咲き誇ります。

- ①初夏の麦 ②田園を周回する電動バス ③秋の实り
- ④岩倉自然公園 水辺の森 ⑤東部スポーツ広場の春
- ⑥烏川にかかる岩倉橋
- ⑦樹心りハビリパーク（オープンガーデンたまむら事業）
- ⑧ばら制定都市会議開催：令和元年5月 ⑨北部公園ばら園



7



8



9

02

お肉の施設が集まる 「肉のワンダーランド」

玉村町には「株式会社 群馬県食肉卸売市場」や「公益社団法人 全国食肉学校」など食肉に関する施設が集まっており、町内では様々なお肉料理が味わえます。

●株式会社 群馬県食肉卸売市場

HACCP システムを導入しており、その高い安全性により、本州では唯一の対米・対 EU 牛肉輸出認定施設に認定されています。



●公益社団法人 全国食肉学校

全国唯一の食肉に関する職業能力開発校です。



- ①②群馬県情報番組「ぐんま一番」より
- ③株式会社 群馬県食肉卸売市場
- ④上州和牛
- ⑤⑥肉の解体を学ぶ学生



COLUMN 02

県産牛肉を使った学校給食提供の試み



毎年11月29日の「ぐんま・すき焼きの日」に合わせ、群馬県産の上州牛や地場産野菜を使った給食を子どもたちに提供し、食育の推進を図っています。

03

一年を通じて特色ある様々なお祭りが町内各所で開催されています

●夏のお祭り

「群馬の夏は玉村の花火から」といわれるほど、群馬県内でも一番早い時期に開催される花火大会。全国的でも珍しい4色の層を形成する「四重芯菊」や、大会ラストを飾る超特大スターメインなど趣向を凝らした美しい花火を打ち上げます。水田地帯で打ち上げられるため、周囲に視界を遮るものがなく、間近で迫力ある花火が堪能できます。水田に映り込む花火が幻想的な世界を演出します。

また、ふるさと祭りでは“総ぶっこみ”と祇園祭の山車引きとが繰り上げられます。



①



②

●地域の祭り

特色あるお祭りが各地に残されています。

- ③ 7月 五料水神祭：五料
- ④ 7月 祇園祭（連合の手締め）：上・下新田
- ⑤ 10月 横樽音頭：南玉



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧

●早春の三大祭り

2月11日に行われる早春の三大祭りは、町中に春の訪れを告げます。

- ⑥ 樋越神明宮の春鞆祭：樋越
- ⑦ 稲荷神社獅子舞：上新田
- ⑧ すみつけ祭：上福島

●町の指定文化財

玉村町の指定文化財一覧(国・県)

令和2年5月1日現在

No.	※種類	指定年月日	指定物件名	所在地	所有者(管理者)
1	国重	M41.8.1	玉村八幡宮本殿1棟(附棟札6枚)	玉村町下新田1番地(玉村八幡宮)	玉村八幡宮
2	国重無民	H14.2.12	樋越神明宮の春鞆祭	玉村町樋越412番地4(神明宮)	春鞆祭保存会
3	県重	H12.3.21	渡辺家文書 29冊「三右衛門日記」	玉村町福島325番地(町歴史資料館寄託)	個人(町歴史資料館)
4	県重	H20.9.12	小泉長塚1号古墳出土品一括(244点)	玉村町福島325番地(文化財整理室)	玉村町
5	県重	H20.9.12	小泉大塚越3号古墳出土品一括(276点)	玉村町福島325番地(文化財整理室)	玉村町
6	県重有民	H20.3.27	利根川中流域玉村町の漁撈用具(220点)	玉村町福島325番地(文化財整理室)	玉村町
7	県重無民	H27.3.24	五料の水神祭	玉村町五料1010番地(飯玉神社)	五料の水神祭保存会
8	県史	S24.1.11	斎藤宜義の墓	玉村町板井1065番地(宝蔵寺)	宝蔵寺

※種類 正式名称: 国重(国指定重要文化財) 国重無民(国指定重要無形民俗文化財) 県重(群馬県指定重要文化財)
 県重有民(群馬県指定重要有形民俗文化財) 県重無民(群馬県指定重要無形民俗文化財) 県史(群馬県指定史跡)

玉村町の指定文化財一覧(町)

令和2年5月1日現在

No.	※種類	指定年月日	指定物件名	所在地	所有者(管理者)
1	町重	S62.12.4	五丁目屋台 1台	玉村町下新田1番地(玉村八幡宮境内)	五丁目町内会
2	〃	S63.9.29	六丁目屋台 1台	玉村町下新田613番地1、614番地1	六丁目町内会
3	〃	H7.11.28	阿弥陀三尊板碑並びに 阿弥陀板碑 3基	玉村町上之手282番地(観照寺)	観照寺
4	〃	〃	文安銘五輪塔 2基	玉村町南玉783番地(原家墓地)	個人
5	〃	H12.4.27	脇差(藤枝太郎英義作)	玉村町福島325番地(町歴史資料館寄託)	火雷神社(町歴史資料館)
6	〃	H14.3.27	人物埴輪 2体 男子人物埴輪 女子人物埴輪	玉村町福島325番地(町歴史資料館寄託)	個人(町歴史資料館)
7	〃	H26.3.20	千輝玉齋作 豊年満作之図	玉村町福島325番地(町歴史資料館)	玉村町(町歴史資料館)
8	〃	H26.3.20	千輝玉齋作 橋上人物百態図	玉村町福島325番地(町歴史資料館)	玉村町(町歴史資料館)
9	〃	H28.2.18	玉村八幡宮拝殿・幣殿 1棟 玉村八幡宮随神門 1棟 玉村八幡宮神楽殿 1棟 (附棟札6枚、大修繕略記1枚)	玉村町下新田1番地	玉村八幡宮
10	〃	R2.1.23	嚮義堂 1棟 (附嚮義堂記 1基、学堂発起帳 1冊)	玉村町樋越486番地1 (学堂発起帳は玉村町福島325番地 (町歴史資料館))	嚮義堂世話人 (学堂発起帳は玉村町 (町歴史資料館))
11	町重無民	S46.4.1	稲荷神社獅子舞(上新田)	玉村町上新田1590番地(稲荷神社)	稲荷神社獅子舞保存会
12	〃	〃	すみつけ祭(上福島)	玉村町上福島1001番地(上福島公民館)	すみつけ祭祭典委員会
13	〃	〃	横樽音頭(南玉)	玉村町南玉760番地(住吉神社)	横樽音頭保存会
14	〃	〃	祇園祭(上新田)	玉村町上新田1590番地(稲荷神社)	交代制
15	〃	〃	祇園祭(下新田)	玉村町下新田1番地(玉村八幡宮)	交代制
16	〃	〃	祇園祭(角淵)	玉村町角淵2075番地1他(角淵八幡宮)	交代制
17	〃	H12.4.27	地藏祭(箱石)	玉村町箱石342番地1(養命寺)	地藏祭保存会
18	〃	〃	麦蒔御神事(下之宮)	玉村町下之宮524番地(火雷神社)	麦蒔御神事保存会
19	〃	〃	悪魔払い(飯塚)	玉村町飯塚295番地(飯玉神社)	悪魔払い保存会
20	〃	〃	悪魔祓い(藤川)	玉村町藤川55番地1(稲荷神社)	悪魔祓い保存会
21	町史	S41.4.1	梨ノ木山古墳	玉村町下茂木1027番地1、2、3	玉村町他個人2名
22	〃	〃	軍配山古墳	玉村町角淵4755番地	玉村町
23	〃	H7.11.28	五料関所跡門柱礎石・井戸	玉村町五料1066番地他	玉村町
24	〃	〃	木島本陣跡歌碑1基	玉村町下新田484番地	個人

※種類 正式名称: 町重(玉村町重要文化財) 町重無民(玉村町重要無形民俗文化財) 町史(玉村町史跡)

※以下の①～⑤の文化財は指定ではないが、それに準ずるもの。

- ①国の選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 五料の水神祭(H14.2.12) 五料1010番地(飯玉神社)
- ②国の登録 登録有形文化財 重田家住宅(H13.11.20) 小泉42番地(主屋、穀蔵、西の蔵、外便所、東の蔵、井戸屋形、表門及び塀)
- ③国の登録 登録有形文化財 井田家住宅主屋(H26.4.25) 上新田1626番地
- ④国の登録 登録有形文化財 玉村八幡宮末社国魂神社(旧玉村尋常高等小学校奉安殿)(H26.10.7) 下新田1番地
- ⑤県の登録 くま絹遺産 渡辺家住宅主屋(H24.10.17) 福島1328番地



01

玉村町の工業を支える東部工業団地

玉村町都市計画マスタープランでは、町の基幹産業である東部工業団地を「産業拠点」として位置づけ、今後も工業地として利便性の高い操業環境の保全と育成を目指しています。

① 所在企業約 40 社 面積約 64.6ha 業種：製造業・物流業・倉庫業等



02

高崎玉村スマート IC 北地区 工業団地造成事業

高崎玉村スマート IC 北地区は、高速輸送の町の玄関口となる関越自動車道 高崎玉村スマート IC の北に位置し、関越自動車道及び北関東自動車道、東毛広域幹線道路 (国道 354 号) に近接しているなど、優れたアクセス性を有しています。また、「県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン」において産業拠点に位置づけられています。令和2年11月には、約 20.7ha が市街化区域に編入されました。

① 今後の発展が期待される高崎玉村スマート IC 北地区：開発予定面積 19.6ha



①



②



③

- ①道の駅玉村宿
- ②玉村町産野菜の直売
- ③名物 軍配山ラーメン

03

道の駅玉村宿

平成 27 年 5 月に開駅した玉村町の情報拠点。駐車場 187 台を備え、緊急避難所にも指定されており、災害時は地域防災センターとして活用されます。

04

玉村町産業祭

産業祭は、玉村町の産業振興と活性化に資するため、町内商工業者の活動や地元農畜産物をPRし消費の拡大を図るため、毎年 11 月第 3 日曜日に開催しています。



①



②

- ①②たくさんの町民で賑わう産業祭の様子

05

玉村町住民活動サポートセンターぱる

玉村町住民活動サポートセンターぱるは、まちづくり、福祉、環境、文化、スポーツ、学習など町民でつくる団体のさまざまな活動をサポートしています。

(登録団体数 101 団体 令和 3 年 3 月現在)



①



②



③

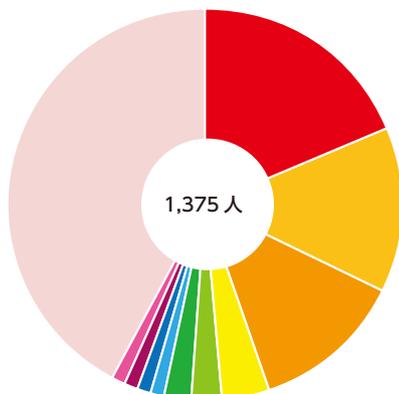
- ①住民活動サポートセンターぱる
- ②国際交流協会 日本語発表会
- ③藤川をきれいにする会 河川清掃活動

06 近隣都市との関係

玉村町の転入者と転出者の上位地域のグラフを見てみると、隣接する高崎市・前橋市・伊勢崎市が多数を占め、近隣3都市との強い結びつきが読み取れます。

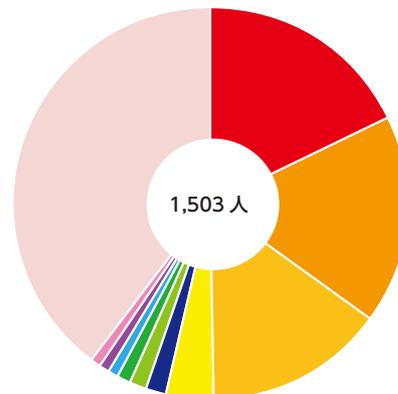
● 転入数・転出数の上位地域

転入数内訳 (2018年)



1位	群馬県高崎市	259人
2位	群馬県前橋市	186人
3位	群馬県伊勢崎市	170人
4位	群馬県藤岡市	56人
5位	群馬県太田市	33人
6位	埼玉県本庄市	31人
7位	埼玉県上里町	16人
8位	群馬県富岡市	16人
9位	埼玉県さいたま市桜区	15人
10位	栃木県小山市	15人
その他		578人

転出数内訳 (2018年)



1位	群馬県高崎市	269人
2位	群馬県伊勢崎市	260人
3位	群馬県前橋市	222人
4位	群馬県藤岡市	58人
5位	群馬県桐生市	23人
6位	群馬県太田市	21人
7位	埼玉県本庄市	18人
8位	埼玉県上里市	14人
9位	東京都練馬区	12人
10位	群馬県榛東村	11人
その他		595人

【出典】総務省「住民基本台帳人口移動報告」



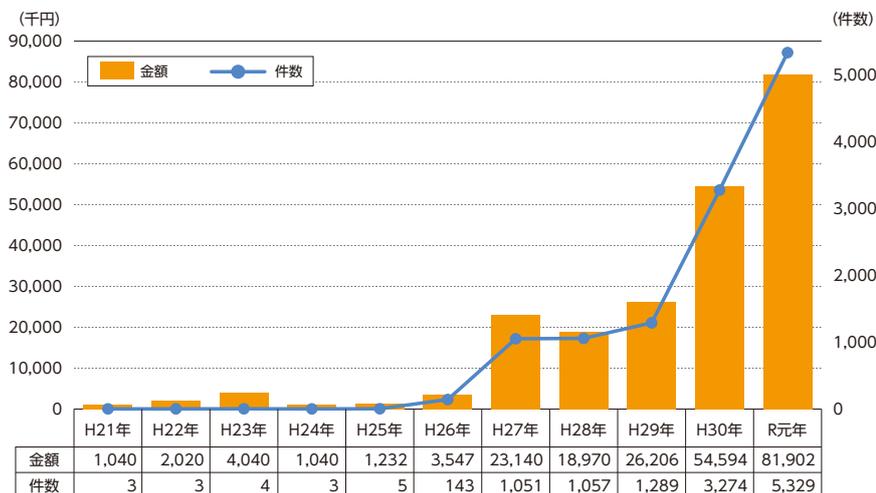
07 豊富なふるさと納税の返礼品

玉村町ならではの豊富な返礼品を用意し、本町を応援しようとする方から広く寄付金を募っています。ご寄付いただいた方々の思いをまちづくりに生かしています。

①②③返礼品：上州牛・いちご・焼き菓子 等



● ふるさと納税の納税額と件数の推移





●茨城県茨城町（平成 26 年1月7日締結）

茨城町は茨城県のほぼ中央に位置し、ラムサール条約登録の^{ひぬま}潤沼があります。また、特産品にメロン、いちご、シジミ、クリなどがあります。

- ③ラムサール条約登録の潤沼（茨城県茨城町）
- ④少年サッカーの相互交流（茨城県茨城町）



08

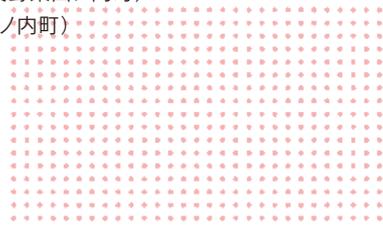
友好交流都市との交流

玉村町は三つの町村と友好交流の協定を結び、交流事業を行っています。

●長野県山ノ内町（平成 20 年8月1日締結）

山ノ内町は長野県北東部に位置し、温泉地として有名な湯田中渋温泉郷や多くのスキー場があります。また、特産品にりんごやシャインマスカットなどのフルーツがあります。

- ①りんご収穫ボランティア（長野県山ノ内町）
- ②地獄谷野猿公苑（長野県山ノ内町）



●群馬県昭和村（平成 24 年1月5日締結）

昭和村は赤城山麓に広がる村で高原野菜（レタス）やこんにゃく芋の産地として広く知られています。また「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。

- ⑤赤城山の斜面に広がる昭和村（群馬県昭和村）
- ⑥レタス収穫体験（群馬県昭和村）



2. 町民及び職員の意識調査結果

01

未来を担うみんなの声（中学生による理想の10年後の玉村町の姿）要約抜粋

- 1 人がいっぱい楽しい。きれいな町。安全にくらせる。駅が近くにある。伝統行事が多い。
- 2 お年寄りに優しい町になって欲しい。危険がない町。道路にゴミの無い町。空気がきれい。
- 3 戦争の無い世の中。日本の中心地。伊勢崎のゲームセンターを増やしたほうがいいと思います。
- 4 最先端の技術を使った設備などがあるまち。商業が発展しより豊かになっている。
- 5 緑の多い町。動物に優しい町。もりすぎないでほしい。ゲームセンターを作る。明るい町。
- 6今のままでよい。環境が良い。誰でも安心して暮らせる。ちょっとしたショッピングモールが欲しい。
- 7 交通の便の良い町。電車が走る町。無料貸し出し自転車がある。車より電車を利用して二酸化炭素の排出抑制。
- 8 今よりも少しだけ都市に近づいている玉村町。玉中、南中同士の交流がもっとある。
- 9 観光地が増え、観光客が増える。Wi-Fi環境が整備されている。玉村町にしかない観光スポットがある。
- 10 災害に強い町。緑ゆたかで環境に優しい町。教育が充実すれば仕事の活発につながる。
- 11 花がきれいに咲いている町。牛乳配達をどの家にもしてほしい。桜やばらが綺麗な町。
- 12 橋が1本増え交通が便利になる。両水跡地にお店ができる。都市化が進む。
- 13 町民が笑顔と健康になる。人口が増加。ショッピング施設の増加。
- 14 地域の人同士の交流できるイベントがたくさんあって欲しい。
- 15 老人から子供まで住みやすい自然あふれる町。老人よりも子供がたくさんいて活気あふれる町。
- 16 人が集まるような場所が欲しい。東京のようにお店が沢山ある町。
- 17 牛乳がピン。玉村カレーが有名。TV局ができる。スポーツが強い。プロゲーミングチームができる。
- 18 外国人が玉村町を知っているようになる。流行に敏感で若者たちがあふれる町。
- 19 音楽ライブがあっても渋滞しない町。前橋との一直線バイパスができて玉村町。
- 20 伝統や文化が生かされている町。お年寄りや障がい者の人でも誰でもすすめる町にする。
- 21 今のように、田舎すぎず都会すぎない町でいて欲しい。駅ができて電車通学が簡単にできるようになってほしい。
- 22 ポイ捨てや犯罪が無く、税も少しさがり緑が多い。高速のスマートインター付近を活性化させる。
- 23 学生たちが全部タブレットで学習する。駅とサッカーコートがある。コンクリでできた堤防。
- 24 人が今の3倍くらいになっている。サッカースタジアムができています。アニメが盛んな町。
- 25 お金がちゃんとある。お金にこまっでない玉村町。住民税が少ない。おいしいものがたくさんある。
- 26 10年後「自分は玉村町出身だ」と誇りをもっていえる程国際化しつつ、昔の文化も残している。
- 27 みんなが玉村町出身で良かったと思える町。玉村タワー作る。総合運動公園の遊具を増やす。
- 28 子どもが元気に、そして大人の方が伸び伸びと暮らせるようなまち。
- 29 キャンプ場などをたくさんつくって、そこが観光地になって欲しい。もっと夏祭りが賑わうようになると思います。
- 30 将来住もうと思ってないので、特にありません。合併してなくなる。
- 31 たまりんをもう少し遠くにいけるようにする。小中学校のトイレがキレイ。
- 32 今の自然豊かで伝統を大切にしている姿勢を保っている町。過密・過疎地域になってほしくない。
- 33 知らない人と会っても笑顔であいさつできる町。



02

フューチャーミーティング（職員ワークショップ）作品

フューチャーミーティング（総合計画 12 ページ参照）は第6次玉村町総合計画策定のため、役場若手職員が行ったワークショップで、未来（フューチャー）についての会議（ミーティング）からネーミングされました。

各班 6 名～8 名で、日常感じている思いが表れるよう工夫し、時間は1日をかけて取り組みました。成果物には班ごとの傾向や特徴が大きく現れ、それぞれの班の構成者が描く理想の玉村町に対する思いが反映されました。



- ① (A 班) 目指せ車に頼らない生活
- ② (B 班) みんなで作る玉村町
- ③ (C 班) 玉村町がずっと玉村町であるために
- ④ (D 班) ちっちゃい町だっていい!!
- ⑤ (E 班) ツルの扇の要役たまむら
- ⑥ (F 班) 手をとりあって地域づくりで町づくり! 目指せ Happy Tamamura Life

03

あつめようみんなの声（町民からの意見）抜粋

令和元年10月の台風19号で町の大半に4号基準生命・身体への危害を受けるおそれが生じた）避難指示がでました。避難した人、しなかった人、どの段階でどの情報を得て、どう判断し行動したかを全戸アンケート調査し検証し、来年に備えなければなりません。誰がどこにどのタイミングで避難するか、自助・共助・公助で生命を守るには今動かないと間に合いません。まずは実態を知らない。地域で「逃げキッド」の勉強会もしましょう。「自己責任」で片づけず、地域で（町のサポートはもちろんのこと）学び、必要な要求（避難所の適正化等）を町や県へとしたいです。



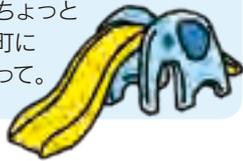
こここのところ災害が頻発しているので、災害に強い町づくりが必要（ペットの避難場所もお願いします）。高齢化社会なので対策が急務だと思う。免許返納後の対策も。



今日初めて（道の駅に）きました。とてもかわいいものがいっぱいありました。ぜひまた来たいです。とてもおもしろくてうれしかったとおもいました。



町の将来を考えると、子どもが増えることが一番かなと。若い世帯が増えるには子育てサポートが大切。具体的には玉村は「公園」が少ない気がする。近所に小さい公園があればちょっと子供を散歩させるのに重宝する。それと、運動公園に遊具を増やして欲しい。ちょっとしたことが子育て世帯の住みやすい町につながると思う。ぜひその立場に立って。



交通の便利な町として、近隣地区と交流を図っていますが、通りすぎてしまう町として進んでいると思います。たくさんの方々が通過するだけでなく滞在してくれ、金を使ってくれる地域として、未来の為に今予算を使い構築していただきたい。ララポートとかイオンとか、でっかい商業施設が必要だと思います。交通の中心にいなから完全に取り残されます。必ず。



企業団地や新橋の話がでていますが、そのあたりぜひ公共の墓地も造って欲しい。町外から移住してきた人達は特に必要と思う。宗派自由・永代供養・納骨堂あり等々、どこにでも散骨できない以上、納める所は必要だ。JAなどの企業と連携するのも良いし、他県には市町村が主体で管理している墓地もある。立地が良ければ他市や他県からも来られる。「たまりん」でバス利用できるようになれば高齢者でも拜みに行くことができる。墓地を探している人は、結構多くいる。檀家や宗派問題のない公共墓地は大切だ。なにより玉村町民が玉村の風景の中で眠りにつけられる墓地は大事なことだ。



「道の駅」に燃料電池車の水素ステーションを作る。群馬県で最初に水素ステーションを作り環境の町をアピール。テスラのEV充電器と合わせてアピールできる。

とても素敵な田園風景が広がる玉村町なので、この素敵な風景がいつまでも続くよう、家庭からのゴミが少なくなるよう住民が努力し、道路などへのポイ捨ても無くし、ゴミを分別して資源へ。農業でも極力農薬を控え、その作物の安全性を上げ、より多くの直売所を作り多くの農作物を売る。その作物を求めて、他県から訪れる人も増えるのではないのでしょうか！

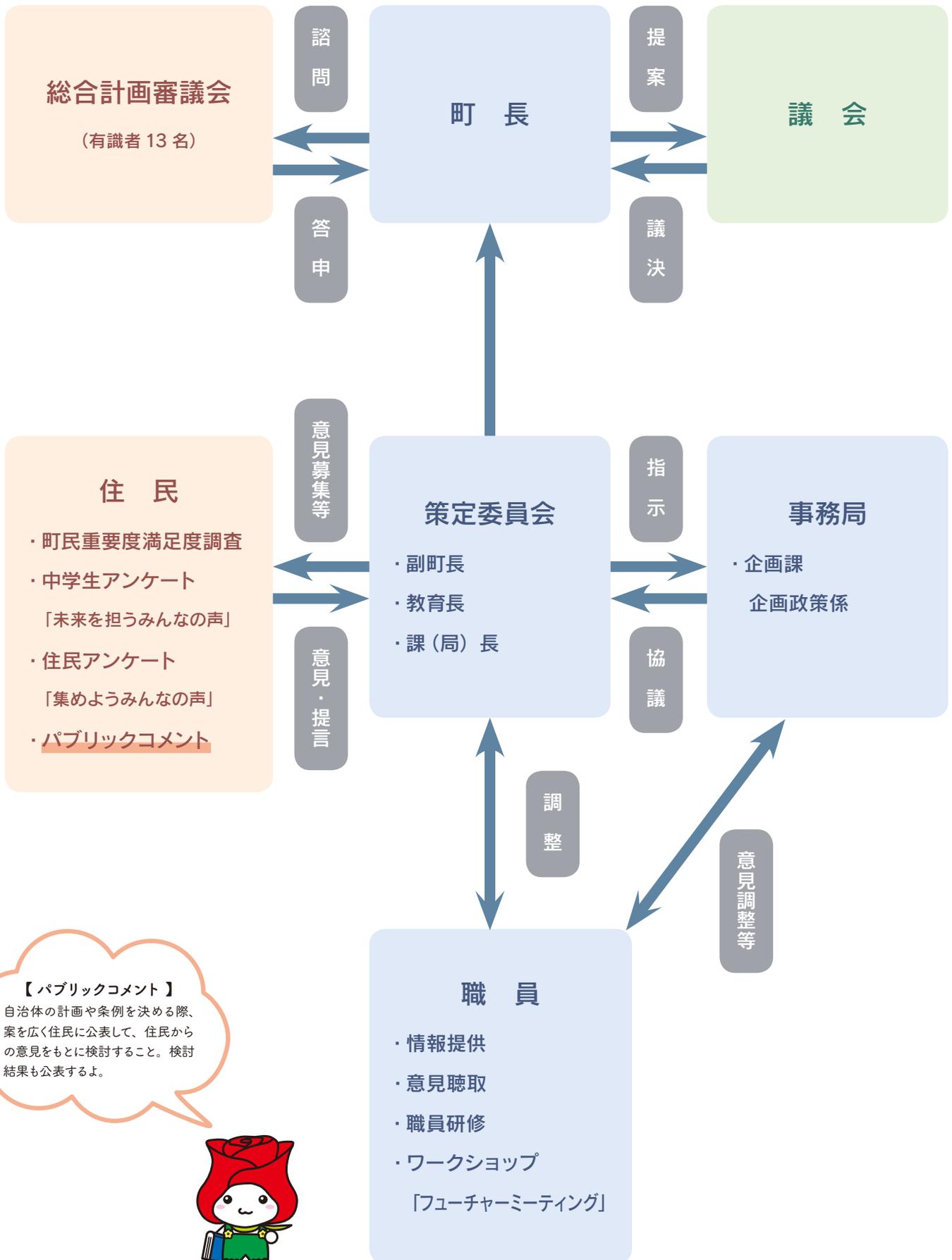
田舎を大切に！！そして住んでいる住民が、玉村町に決めて良かったと思えるように、町民同士の絆。まずは挨拶から。



子育てのしやすい町にすることで、若い世代の方が増え、少子高齢化にも効果があるのではないかと思います。保育所の食事のメニューを月齢に合った内容（形・固さなど）にしてほしい。子どもの食がおそろかになっていると思います。交通手段が自転車か車でないと移動するのが大変なので、店・病院・駅まで行く手段を増やして欲しい。高齢の方で免許返納した後の交通手段を増やして欲しいと思います。近年、猛暑など、外で子どもが遊ぶのも大変だと思うので、室内型の遊ぶ場が増えたらいいと思います。



3. 策定体制



【パブリックコメント】
 自治体の計画や条例を決める際、案を広く住民に公表して、住民からの意見をもとに検討すること。検討結果も公表するよ。



4. 策定経過

年 月	主 要 会 議 等	☆策定委員会	★審議会	◆町議会
令和元年 9月	☆ 第1回策定委員会 (9月18日)	策定方針の決定		
10月	・ 第5次総合計画 (後期計画) 検証 (10月7日～10月31日)			
11月	・ 「未来を担うみんなの声」 アンケート実施 (11月5日～11月30日) 公立中学2年生アンケート ◆ 町議会 全員協議会に説明 (11月26日) 策定方針、策定スケジュールについて			
12月	・ 「あつめようみんなの声」 アンケート実施 (12月3日～12月27日) 町民アンケート ・ 職員ワークショップ「フューチャーミーティング」実施 (12月20日) 若手職員研修			
令和2年 1月	・ 「町民の重要度・満足度調査」 アンケート実施 (1月6日～1月31日) ・ 町民アンケート結果、未来想定、町の課題等の分析			
2月	・ 「町の人口推計から課題を考える」 全職員対象ワークショップ実施 (2月13日) ☆ 第2回策定委員会 (2月14日) ・ 「めざす将来像のテーマ及び基本理念」の職員提案募集 (2月19日～3月10日)			
3月	☆ 第3回策定委員会 (3月19日)			
4月	☆ 第4回策定委員会 (4月22日)			
5月	☆ 第5回策定委員会 (5月19日) 基本構想・基本計画 (骨子案) について ・ 総合計画 基本構想・基本計画 (骨子案) の策定委員の意見集約 (5月20日～5月29日)			
6月	☆ 第6回策定委員会 (6月29日) 総合計画 (素案) の提示			
7月	◆ 町議会 全員協議会に説明 (7月10日) ☆ 第7回策定委員会 (7月22日) 総合計画 (素案) の決定			
8月	・ 総合計画 (素案) に対するパブリックコメント意見募集 (8月3日～9月2日) ◆ 町議会 全員協議会に説明 (8月25日) 議会の議決に関する条例 (案) について			
9月	◆ 町議会9月定例会へ「玉村町総合計画基本構想の議決に関する条例」を上程 (9月1日 議決) ☆ 第8回策定委員会 (9月17日) 総合計画 (原案) の決定			
10月	★ 第1回総合計画審議会 (10月12日) 総合計画 (原案) について諮問 ☆ 第9回策定委員会 (10月23日) 書面会議 (審議会の意見反映について) ◆ 町議会 全員協議会に説明 (10月23日) 総合計画 (原案) 変更点について			
11月	★ 第2回総合計画審議会 (11月5日) 総合計画 (原案) の意見について ★ 第3回総合計画審議会 (11月10日) 総合計画 (原案) に対する答申書 (案) について ★ 総合計画審議会の答申式 (11月11日) 会長から町長へ答申 ☆ 第10回策定委員会 (11月13日) 総合計画 (基本構想・基本計画) の確定 ◆ 町議会 全員協議会に説明 (11月24日) 総合計画 (原案) 修正点について			
12月	◆ 町議会 12月定例会へ総合計画基本構想・基本計画 (案) を上程。基本構想を議決 (12月1日)			

5. 策定委員名簿

●令和元年度、令和2年度

役 職	職 名	氏 名
委 員 長	副町長	古橋 勉
副 委 員 長	教育長	角田 博之
委 員	総務課長	石関 清貴
委 員	企画課長	中野 利宏
委 員	税務課長	齋藤 修一
委 員	健康福祉課長	舩田 昌子
委 員	子ども育成課長	萩原 保宏
委 員	住民課長	齋藤 善彦
委 員	環境安全課長	高柳 功
委 員	経済産業課長	齋藤 恭
委 員	都市建設課長	高橋 茂
委 員	上下水道課長	金子 忠雄
委 員	会計課長	大堀 泰弘
委 員	議会事務局長	田村 進
委 員	学校教育課長	高橋 幸伸
委 員	生涯学習課長	宇津木 雅彦

6. 自治基本条例

玉村町自治基本条例

平成18年9月20日

条例第27号

改正 令和2年3月3日条例第3号

前文

わたくしたちのまち玉村町は、遠く上毛三山を望み、利根川及び烏川の大川が流れ、広々とした田園風景と緑あふれる自然環境に恵まれています。また、この豊かな自然環境と、例幣使道を始めとする歴史、文化及び伝統が調和した町として、近年、急激な人口増加を伴い発展してきました。

21世紀が幕開けし、地方分権社会や成熟社会の到来とともに価値観や社会情勢が大きく変化し、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況におかれています。このような状況に対応するために、今まで築き上げてきた社会資本を基に、町の自然や文化など地域資源をいかして、更に住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたくしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自らの意思によってまちづくりに参画するとともに、住民、議会及び町がそれぞれの責任と役割を自覚して、ともに協力して助け合い、まちづくりを進める必要があります。

ここに、わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念と目標を明らかにするとともに、住民の町政参画と協働のまちづくりに関する事項を定め、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

〈目的〉

第1条 この条例は、わたくしたち住民が住民自治の担い手として、地域、議会及び町とともに、まちづくりを推進するために基本的な事項を定めることにより、誇りの持てる住みよいまちを築くことを目的とします。

〈用語の定義〉

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 町内に在住する個人、町内に在勤又は在学する個人、町内に事務所を置く法人その他の団体をいいます。
- (2) 町 議会を除く執行機関をいいます。
- (3) 協働 玉村町を構成する住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。
- (4) 参画 町が実施する施策、事業等の計画の立案、策定、実施、評価等に住民が参加することをいいます。
- (5) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた住民組織及び集団をいいます。

第2章 まちづくりの基本理念と基本目標

〈まちづくりの基本理念〉

第3条 住民は、一人ひとりが自ら考え、行動するなかで、だれもがまちづくりに積極的に参加し、住民が主体となったまちづくりを進めます。

- 2 まちづくりは、わたくしたち住民、議会及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割を分担し、和を持って協働することを基本とします。

〈まちづくりの基本目標〉

第4条 わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、次に掲げるまちづくりの推進に努めます。

- (1) かけがえのない命や財産を守るため安全で安心して暮らせるまちづくり

- (2) みんなが、健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり
- (3) すべての子どもたちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 緑あふれる豊かな自然環境と歴史及び文化を大切にすまちづくり

第3章 まちづくりの基本原則

〈情報共有の原則〉

第5条 住民、議会及び町は、まちづくりにあたり、互いの情報を共有することを基本に進めます。

〈協働の原則〉

第6条 わたくしたち住民、議会及び町は、協働してまちづくりの基本理念と基本目標の実現に努めます。

〈まちづくりは人づくりの原則〉

第7条 住民自らが、生涯を通してさまざまな学習を重ね、豊かな人間性をはぐくむことに努めます。

〈人権尊重及び男女共同参画の原則〉

第8条 わたくしたち住民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、一人ひとりが基本的人権を尊重することを原則とします。

- 2 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします。

第4章 住民の権利、役割及び責務

〈住民の権利〉

第9条 わたくしたち住民は、町が保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

- 2 わたくしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。
- 3 わたくしたち住民は、まちづくりに対して評価する権利を有します。

〈住民の役割と責務〉

第10条 わたくしたち住民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めます。

- 2 わたくしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 わたくしたち住民は、まちづくりを支える自主的かつ自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。

第5章 議会の役割と責務

〈議会の役割と責務〉

第11条 議会は、住民の代表として選ばれた議員によって組織された玉村町の意味決定機関であり、住民の意思が町政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 議会は、行政活動が民主的かつ効率的に行われているかを、住民の立場に立って調査し、又は監視し、町の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 議会は、議会改革に努め、情報の公開を推進するとともに、住民への説明に努めます。

〈議員の責務〉

第12条 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

第6章 町長及び執行機関の役割と責務

〈町長の役割と責務〉

第13条 町長は、まちづくりの基本理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に努めます。

- 2 町長は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、分かりやすく住民へ説明することに努めます。

- 3 町長は、まちづくりを推進するため人材育成に努めます。
- 4 町長は、住民との協働に必要な企画能力及び調整能力を備えた町職員の養成に努めます。

〈執行機関の役割と責務〉

- 第14条 町は、住民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、多様化し、及び高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な町政運営に努めます。
- 2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、連携するよう努めます。

〈職員の責務〉

- 第15条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、住民の一員であることを自覚し、公正かつ効率的に職務を遂行します。
- 2 職員は、まちづくりの基本理念に基づき、職務を遂行します。
 - 3 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めます。

〈組織機構〉

- 第16条 町は、まちづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めます。

〈説明責任〉

- 第17条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

第7章 情報

〈情報共有の推進〉

- 第18条 町は、まちづくりに関する情報は住民共有の財産という認識に立ち、情報公開に努めます。
- 2 町は、まちづくりに関する情報を分かりやすく公開するよう努めます。
 - 3 町は、文書等を作成するにあたり、分かりやすい表現となるよう努めます。
 - 4 町は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が住民に理解されるよう努めます。
 - 5 町は、地区懇談会等の開催に努め、情報共有を推進します。

〈個人情報の保護〉

- 第19条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

第8章 まちづくりの計画策定

〈総合計画等の策定〉

- 第20条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、まちづくりの指針となる基本構想及びその実現を図るための計画(以下「総合計画」という。)をまちづくりの基本原則に基づき策定します。
- 2 町は、前項の総合計画策定に当たっては、住民の意見が反映できるよう努めます。
 - 3 町は、総合計画の内容を実現するため、適切な検証及び見直しを行います。

第9章 財政

〈予算〉

- 第21条 町長は、総合計画を基本として予算を編成します。
- 2 町長は、住民が予算に関する理解を深めることができるように、十分な情報を提供します。
 - 3 前項の情報の提供は、財政状況及び重点施策について分かりやすい方法で行います。
 - 4 町長は、まちづくりに関する重点事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。
 - 5 町長は、財政状況を的確に把握し、次世代への責務を念頭に長期的視点に立った総合的な財政分析を行い、最小の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めます。

〈決算〉

- 第22条 町長は、決算に係る町の主要な施策の成果を説明する書類その他の決算に関する書類を作成しようとするときは、住民

や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つものとなるように努めます。

〈財産管理〉

第23条 町長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。

- 2 前項の管理計画は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他前項の目的を達成するため、必要な事項が明らかとなるように定めます。
- 3 財産の管理は、法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めます。

〈財政状況の公表〉

第24条 町長は、財政状況の公表にあたっては、これに対する町長の見解を住民に示します。

第10章 評価

〈評価の実施〉

第25条 町は、まちづくりの目標に照らし、行政の取組の有効性及び効率性等について評価を実施します。

- 2 前項の評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用します。

〈結果の公開〉

第26条 町は、まちづくりの評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開します。

第11章 連携

〈近隣自治体との連携〉

第27条 わたくしたち住民、議会及び町は、近隣自治体との相互理解のもと、連携してまちづくりを進めます。

第12章 条例の位置付け

〈最高規範性〉

第28条 町は、他の条例、規則その他規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

第13章 条例の検討及び見直し

〈条例の検討及び見直し〉

第29条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が玉村町にふさわしいものであり続けているか検討します。

- 2 町は、前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すこととします。

7. 審議会条例

玉村町総合計画審議会条例

昭和46年3月19日

条例第8号

〈設置〉

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、玉村町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

〈所掌事務〉

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、玉村町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

〈組織〉

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、町長が委嘱する。

〈任期〉

第4条 委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは、解任されるものとする。

〈会長及び副会長〉

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

〈会議〉

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〈庶務〉

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

〈補則〉

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

8. 審議会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

役職	氏名	部門(学識)	所属団体名	団体役職等
会長	築瀬 大輔	教育・地域連携	群馬県立女子大学	准教授
副会長	新井 富男	町民代表	玉村町区長会	会長
委員	五十嵐 三枝子	文化振興	玉村町文化協会	会長
委員	神立 鉄也	防災	玉村町消防団	団長
委員	桐淵 英雄	福祉	玉村町社会福祉協議会	会長
委員	齋藤 元	高齢者・子育て	玉村町民生委員児童委員協議会	会長
委員	佐藤 里香	若者	群馬県立女子大学 国際コミュニケーション学部	学生
委員	関口 兼弘	教育	玉村町立玉村中学校	教諭
委員	高久 和子	地域活性	玉村町住民活動サポートセンターぱる	理事長
委員	田中 美鶴	教育	玉村町教育委員会	教育長 職務代理者
委員	千葉 千恵美	教育・子育て	高崎健康福祉大学	教授
委員	筑井 あけみ	農業	佐波伊勢崎農業協同組合	理事
委員	徳江 光俊	商工業	玉村町商工会	会長

諮 問 書

玉発第 707 号
令和 2年10月12日

玉村町総合計画審議会
会長 築 瀬 大 輔 様

玉村町長 石川 眞男

第6次玉村町総合計画(原案)について(諮問)

標記の件につきまして、玉村町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第6次玉村町総合計画(原案)について、貴審議会に意見を求めます。

答 申 書

令和 2年11月11日

玉村町長 石 川 眞 男 様

玉村町総合計画審議会
会長 築 瀬 大 輔

第6次玉村町総合計画(原案)について(答申)

令和2年10月12日付け玉発第707号をもって諮問のあった、第6次玉村町総合計画(原案)について、次のとおり答申します。

答 申

今回諮問のあった「第6次玉村町総合計画(原案)」は未来起点型思考(バックキャストिंग)の考え方にに基づき、実施計画を含まず、基本構想と基本計画の2階層のみで構成されています。これはこれまでに無い新しい試みであり、本計画最大の特徴です。この計画策定方法は環境や社会の想定以上の変化に迅速・柔軟に対応し得る有効な手法であると評価できます。また、計画策定にあたっては、住民の声から玉村町の実情を把握した上で、町職員が自らの手で作り上げていることも、地方自治のあるべき姿勢として高く評価できます。

一方、12年という長期の計画であることから、計画の持つ柔軟性を発揮するためには、内容以上に運用のあり方、住民との共有のしかたに工夫が必要であると思われます。そこで、次の点に十分留意した上で、計画の策定と実施にあたってください。

1. 計画期間中3年ごとに町民の重要度・満足度調査を実施し、総合計画の実効性を検証し、その結果を個別計画や施策に確実に反映させてください。
2. 原案5ページで示された総合計画のための職員研修を活用し、施策の企画・立案、及び事業を実施する職員の資質を高め、各種計画の遂行能力の向上を図るとともに、計画策定当初の目的と意図の確実な引き継ぎを行ってください。
3. すべての町民が計画の内容を確実に理解できるよう、難語解説がストレス無く参照でき、図表の意味が直感的に読み取れるよう工夫してください。また、町の道標となるこの計画に、町民として親しみがもてるよう、タイトルや見出し、体裁やレイアウトなど、装丁全般に温かみをもたせてください。

なお、計画策定にあたっては、本答申書はもとより、当審議会において各委員より指摘や要望のあった個別具体的な事柄についても最大限尊重されるよう切望します。

10. 玉村町のあゆみ（概要版）

西暦	和暦	できごと
1955	昭和30年	玉村町と芝根村が合併（人口10,969人）
1957	32年	玉村町、上陽村及び群南村大字八幡原の一部・大字宇貴が合併して玉村町が誕生（人口16,905人） 大字板井地域を群南村より境界変更（人口17,612人）
1960	35年	第2保育所開所
1961	36年	第3保育所開所
1965	40年	第4保育所開所
1966	41年	玉村町の町章制定
1968	43年	玉村・芝根・上陽中学校統合
1970	45年	玉村中学校新校舎落成移転
1971	46年	新五料橋開通
1972	47年	第1次玉村町総合計画策定
1973	48年	東部工業団地造成事業（～51年）
1975	50年	人口15,000人達成（12/24） 玉村小学校新校舎落成移転
1976	51年	第5保育所開所
1977	52年	町制施行20周年記念式典 町民憲章制定
1978	53年	勤労者センター開館
1979	54年	上陽小学校新校舎落成移転 玉村幼稚園開園
1982	57年	社会体育館開館 群馬県立女子大学が前橋市より移転開学
1983	58年	中央小学校開校 第38回国民体育大会銃剣道会場となる
1984	59年	人口20,000人達成（9/8） 新福島橋開通
1985	60年	役場新庁舎で業務開始 「核兵器廃絶・平和都市宣言」を決議
1987	62年	第2次玉村町総合計画策定 総合運動公園完成 南中学校開校 町制施行30周年記念式典
1988	63年	老人福祉センター開館 玉村消防署新庁舎で業務開始
1989	平成元年	年号が「昭和」から「平成」に （人口22,708人） 玉村幼稚園新築移転
1990	2年	クリーンセンター開設 芝根小学校新校舎落成移転
1991	3年	市街化区域及び市街化調整区域の都市計画 決定と用途区域決定
1992	4年	財団法人玉村町文化振興財団設立
1993	5年	第3次玉村町総合計画策定 文化センター及び町立図書館開館 新岩倉橋開通 人口30,000人達成（6/28）
1994	6年	南小学校開校 玉村町交番新庁舎で業務開始 西児童館開館 中学生海外派遣事業開始
1995	7年	健康の森児童館開館 歴史資料館開館
1996	8年	特別養護老人ホーム「にしきの園」開園 上陽児童館開館 南幼稚園開園

西暦	和暦	できごと
1997	9年	町制施行40周年記念式典実施 （人口35,511人） 玉村町学校給食センター新設
1998	10年	障害者福祉センター「のぼら」開館 中央児童館開館
1999	11年	南児童館開館
2001	13年	第4次玉村町総合計画策定 玉村大橋開通
2002	14年	「春鞆祭」が国指定重要無形民俗文化財に 指定 第一保育所落成移転
2003	15年	北部公園サッカー場利用開始
2005	17年	玉村町育英金制度創設 玉村町経営改革大綱の制定
2006	18年	北部公園完成 小中学校で2学期制導入
2007	19年	町制施行50周年記念式典実施 （人口38,124人） 長野県山ノ内町と友好交流都市協定締結 自治基本条例施行
2008	20年	玉村中学校新校舎完成
2009	21年	東毛広域幹線道路（玉村伊勢崎工区）の 道路基本計画策定
2011	23年	第5次玉村町総合計画策定 群馬県立女子大学と包括協定締結 国道354号高崎バイパス開通
2012	24年	昭和村と友好交流都市協定締結 玉村町マスコットキャラクター 「たまたん」誕生
2013	25年	広報たまむら発行500号達成 住民活動サポートセンターによる民営化
2014	26年	玉村町国際教育特区の認定を受ける 茨城県茨城町と友好交流都市協定締結 高崎玉村スマートインターチェンジ開通 井田家住宅主屋が国の登録有形文化財に指定 国道354号（東毛広域幹線道路）開通
2015	27年	道の駅「玉村宿」オープン 「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」 策定
2016	28年	上武大学と包括協定締結
2017	29年	高崎健康福祉大学と包括協定締結 町制施行60周年記念式典実施 （人口36,678人） 町民の日制定（8月1日） 町内郵便局との「地域における協力に関する協定」締結 桐生信用金庫との「連携に関する包括協定」 締結 群馬ヤクルト販売株式会社との 「地域社会づくり連携に関する協定」締結
2018	30年	（株）セブン-イレブン・ジャパンとの 「包括連携協定」締結 南幼稚園が統合により閉園
2019	令和元年	第28回ばら制定都市会議を開催 小中学校で3学期制に移行
2020	2年	「玉村町と日本郵便株式会社との包括連携 に関する協定」締結 南中学校に日本語教室配置
2021	3年	玉村町第6次総合計画策定

11. 用語解説

あ

【IoT (Internet of Things)】

様々な物がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御するしくみ。

【アプリ】(アプリケーションソフトウェアの略)

スマートフォンなどに入れて使える様々なソフトウェアのこと。

【イノベーション】

新しいアイデアから社会的意義のある新しい価値を創造し、社会に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い改革を意味する。

【イマージョン教育】

外国語を手段とし、言語以外の教科を学ぶ外国語学習方法。日本では一般的に英語で授業を行う教育を指す。

【インバウンド】

原義は「外から中へ入る、内向きの」の意味の形容詞(英語)。外国から自国への観光客(日本では訪日外国人旅行者)を指す。

【SNS】(ソーシャル・ネットワーク・サービス)

ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。会員制の交流サイトを指す。主なものとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ライン、ユーチューブ等がある。

【SDGs (持続可能な開発目標)】(エスディー・ジーズ)

2015年9月の国連総会で採択された『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』(Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development)と題する成果文書で示された2030年に向けた具体的な行動指針で、2015年までの達成を目指していたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)が継承されている。

17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)から成る。SDGsとは、これらの英語の頭文字と最後のスペルをとったものである。また、その中にも232の指標がある。

【遠隔診療】

医師と患者が距離を隔てたところで、インターネットなどの情報通信技術を用いて、診察を行う行為。

か

【キャッシュサイト】

サーバーへの負担軽減などを目的に提供されるコピーサイトのこと。キャッシュサイトにアクセスするとメインページと同じ情報を閲覧することができる。

【経常収支比率】

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合のことで、財政構造の硬直性を示すものさしである。経常収支比率が高いということは、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いということとなる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等(地方税+普通交付税等)} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

【コーホート変化率法】

「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、平成14年4月2日～15年4月1日生まれのコーホートは、平成17年4月1日時点で満2歳、平成21年4月1日時点で満6歳となり、平成21年度の小学1年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることが多い。

【コンパクトシティ】

都市の郊外化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、生活をコンパクトにまとめた上で、コミュニティの再生などを進め、住みやすいまちづくりを目指すこと。

さ

【財政調整基金】

年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

【シェアリングエコノミー】

個人が保有する遊休資産の貸出を仲介するサービスのこと。貸主は遊休資産の活用により収入を得ることができ、借主は所有することなく利用できるメリットがある。

【自助・共助・公助】

「自助」とは自らが考え行動し問題の解決を図るよう努めること。「共助」とは近隣の方々等がともに支えあい助けあい問題の解決を図るよう努めること。「公助」行政や公的機関等のサービスや力を活用し問題の解決を図るよう努めること。

【住民基本台帳】

市町村長または特別区区長が、住民全体の住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿のこと。

【シティープロモーション】

観光の促進、国内での移住者の誘引、企業誘致のために都市の対外的なイメージを変えるために行われる取り組みや施策。

【生産年齢人口】

経済学用語の一つで、その年度の4月1日現在、15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口を指す。

【Society5.0】(ソサエティー5.0)

日本が提唱する未来社会のコンセプト。科学技術基本法に基づき、

5年ごとに改定されている科学技術基本計画の第5期（2016年度から2020年度の範囲）でキャッチフレーズとして登場した。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）を“Society 5.0（ソサエティー5.0）”として提唱している。

た

【多文化共生社会】

様々な文化的特徴を有する民族が、お互い多様性を尊重し平等に共存していく社会。

【地方債残高】

公共施設や道路、水道、下水道などの整備に充てた借入金である地方債の残高である。主に、財務省などの公的資金や銀行等の金融機関から借り入れており、借入後5～40年にわたり返済のための元利償還金が発生し、残高が大きいは元利償還金も多いことを意味している。

【地方創生】

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

【特区】

小泉内閣が進めた構造改革の目玉の一つ。中央官庁や業界団体の抵抗が強い規制緩和について、特定地域に絞り先行実施し、その後全国に拡大する。玉村町は国際教育特区に指定されており、英語によるイマージョン教育を行う学校設置会社による学校設置事業が特例処置されている。

【ドローン】

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の略称。

な

【2025問題】

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題。2025年には団塊の世代の後期高齢者が約2,200万人を超えると予想されており、国民の4人に1人が75歳以上という、超高齢社会に突入します。

【2040問題】

現役世代の急減により、介護・福祉における人手不足、社会保障費のさらなる増大が懸念されている問題。2040年には日本の人口は約1億1,000万人となり、1人の高齢者を1.5人の現役世代で支えるかたちとなります。

【ネットショッピング】

インターネットを通じて（オンラインで）商品やサービスを購入すること。

【年少人口】

経済学用語の一つで、その年度の4月1日現在15歳未満の人口を指す。

は

【パブリックコメント】

自治体にとって基本的な政策や制度を定める計画や条例を策定する際、その案を広く住民に公表し、寄せられた意見などを案に取り入れるかどうかを検討するとともに、その検討結果を公表する一連の手続きのこと。

【病児・病後児保育】

病児保育とは、就労などにより親が子どもの面倒を見られない場合において、病気の子どもを世話をする事業を指し、病後児保育とは、就労などにより親が子どもの面倒を見られない場合において、病気が治癒したが、本来の状態に戻っていない子どもの世話をする事業を指す。

【フューチャーミーティング】

第6次玉村町総合計画策定のため、役場若手職員で行ったワークショップ。未来（フューチャー）についての会議（ミーティング）からネーミングされた造語。

ま

【道の駅】

一般道路に設けられた、ドライバーの休憩のための施設のこと。駐車場、休憩所、案内所、特産品を扱う売店などから構成されている。

【未来起点型思考（バックキャストिंग）】

ありたい姿・あるべき姿から今を考える思考法。

や

【ユニバーサルデザイン】

すべての人にとって利用しやすい工夫がなされたデザインのこと

ら

【リモートワーク】

リモート（遠隔・遠い）、ワーク（働く）の2つの言葉を合わせて作られた造語。オフィスから離れたところで働くこと。類義語：テレワーク

【高齢人口】

経済学用語の一つで、その年度の4月1日現在65歳以上の人口を指す。

【6次産業】

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。農業、水産業の生産者が自身の生産物を食品加工等行い、流通や販売までも手掛けること。1次産業×2次産業×3次産業=6次産業

わ

【ワークショップ】

本来は「作業場」「仕事場」を意味する言葉。現在では参加者が主体となりグループ学習や研究会で、体験することや分かち合う事を目的とする体験型講座を指す。

【Wi-Fi環境】

無線でネットワークに接続する技術のこと。

たまむらまち未来プラン ～第6次玉村町総合計画～

「暮らすなら、ここがいい。」

発行	群馬県佐波郡玉村町 〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201 TEL.0270-65-2511 (代表) FAX.0270-65-2592 URL https://www.town.tamamura.lg.jp
発行年月	令和3年3月

(表紙写真) 利根川に架かる福島橋



群馬県 玉村町